

(諸室利用者用) 100%
令和 3 年 月 日

大阪市東淀川区民会館指定管理者 宛

行事名称
団体所在地（個人の場合は住所）
団体名称
団体代表者氏名（個人の場合は氏名）
担当者氏名 (電話番号)

東淀川区民会館の諸室利用にかかる誓約書

大阪市立東淀川区民会館の諸室を利用するにあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため下記の事項を確認し、別添の誓約事項を厳守することを誓約します。

記

確認事項

1. 大阪府からの指示に基づく対策の実施を前提に、供用を再開しております。別添の誓約事項に掲げる対策を実施していただけない場合は施設の使用許可を取り消しする場合がります。
2. 万が一感染が発生した場合、ご利用団体に関する情報や担当者及び担当者連絡先などの情報を公的機関に提供する場合があります。また、参加者の氏名、連絡先を公的機関に提供いただく場合があります。
3. 「新型インフルエンザ等特別措置法」に基づき、大阪府知事が大阪府域に緊急事態宣言を行い、施設等の使用制限の要請を行った場合は、使用制限期間中の施設使用許可を取り消すことがあります。なお、その場合の補償は行いません。
4. 使用許可後にキャンセルされた場合は、理由に関わらず申し出期日に応じてキャンセル料が発生します。
5. 感染者の発生に備え、参加者に「大阪コロナ追跡システム」や、接触確認アプリ「COCOA」についての周知をお願いします。
6. この誓約内容は、誓約日現在の大阪府、大阪市の方針に基づいておりまので、今後の情勢により、利用日時点においては制限が緩和される場合、もしくは、更なる追加の対策が求められる場合があります。
7. 他人と供用する物品や手が頻回に触れる個所を最低限となるよう工夫するとともに、部屋の利用後に机・椅子・利用した物品を備え付けの消毒液で消毒していただきますようお願いします。

誓約事項（参加者数を緩和する場合）

下記の誓約事項を確認のうえ□にチェックしてください。

- 参加者全員がマスクを着用することを徹底し、マスクを持参していない参加者には主催者側で配付すること。
- 大声での歓声・声援等は行わないこと。大声を出すものがいた場合、主催者側で個別に注意等を行うこと。
- 人と人との距離を十分に確保し、お互いの接触を避けさせること。
- 講師（演者）の発声による飛沫感染対策として、講師（演者）と客席の距離を2mを目安に確保すること。
- 入退出時や集合場所等において人ととの間隔を十分に確保し密集を回避すること。
- 高齢者、持病のある方や妊婦については、感染した場合の重症化のリスクが高いため十分な配慮をすること。
- 参加者全員に手の消毒（消毒用アルコールの利用、石鹼による手洗いなど）を徹底すること。
- 会議開催中は常に室内の換気を行うこと。（窓を開けての換気）
- 軽度であっても、発熱や咳・咽頭痛などの症状がある人は参加しないよう呼びかけていただくこと。
- 参加者に大声で会話を行わないよう周知すること。
- 他者と共有する物品や不特定の方が手を触れる場所の消毒に努めること。
- ゴミは持ち帰ること。（マスクや唾液などがついたゴミはビニール袋に入れて縛ること。）
- 万が一感染が発生した場合に備え、参加者全員の氏名、連絡先を取得すること。